

第3章 地方分権第2幕の評価および今後の展望

第1節 地方分権第2幕に対する評価

1 国民

リサーチ会社 IPSOS は、2006年11月24日および25日に、18歳以上のフランス人966人を対象に電話調査を行った。その結果、調査の対象となったフランス人の45%が「地方分権は行き過ぎた」と考え、31%が「十分なレベルに達している」、18%が「さらに推進すべき」と望んでいると回答した。

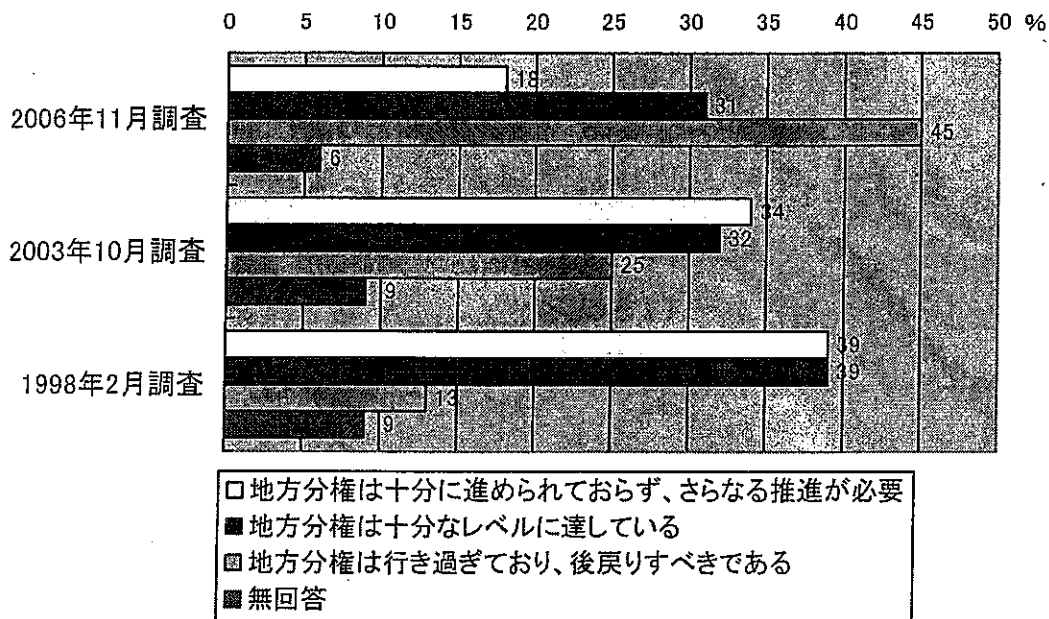
2003年10月にこの質問が同じ IPSOS によって問い掛けられた際の回答は、さらなる推進を望む：34%、現状肯定：31%、後戻りすべき：25%と、全く逆の順番だった。

学歴の低い者の60%が後戻りを望んでいるのに対し、大学入学後3年以上の教育を受けた者では29%である。ここで表明されている不信感は、右派の32%に対し左派では45%と、左派に強い。

また地方分権に対する不信感がとりわけ強まっているのは、若年層である。35才未満の過半数（51%）が後戻りを望んでおり、2003年よりも31%増えている。これより上の年齢層の意見も同様に、45%が後戻りを望んでいるが、増加の傾向は全体の平均ほど著しくなく、15%にとどまる。

地方分権の推進を望む若者は14%に過ぎないが、35歳以上では20%に達している。これが2003年には逆の傾向にあり、35歳以上は若年層ほど推進に好意的ではなかった。

図3 質問 あなたの意見はどの意見に一番近いですか？

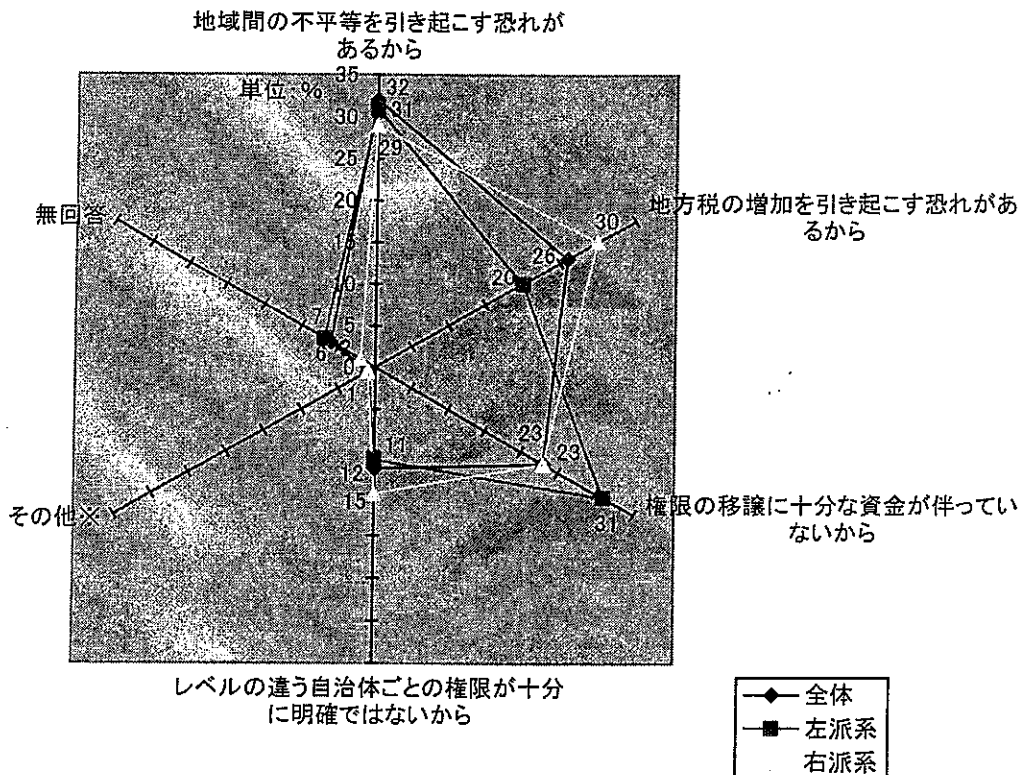


アンケート対象者の45%が地方分権は行き過ぎたと評価しているが、この傾向は近年大きく増加している。1998年には13%に過ぎなかったが、現在は回答者を35歳未満に限れば51%にまで達している。

フランス人の76%が地方分権の休止または後戻りに賛成しているが、その理由としては、地域間の不平等が拡大するリスクがある(32%)、地方税の値上がりが懸念される(26%)、権限の移譲に伴うべき資金が不足している(23%)、地方分権が十分に明確化されていない(12%)などが挙げられている。

地方分権による権限の移譲に十分な資金が伴っていないという見解は、左派の州議会議長、県議会議長に共通している。

図4 質問 どのような理由から、地方分権の休止あるいは後戻りを望むのですか？



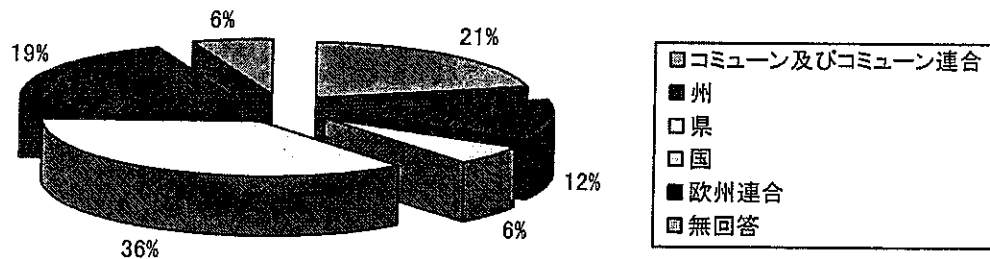
※ 準備された選択肢にはなかった回答

回答者のうち、右派の30%が地方税の増加を心配しているのに対して、左派は20%である。この数値は資金の移譲に関しては逆転している(右派:23%、左派:31%)。

「日常生活に最も影響を与える決定をする主体は？」の回答にはばらつきが見られる。国(36%)が欧州連合(19%)を上回った。地方自治体の中では、コミューンおよびコミ

ューン間広域行政組織が回答のトップを占めた（21%）。州に県の2倍の票が集まっている（州：12%、県：6%）のは注目に値する。州の影響を認めているのは、とりわけ35歳未満（16%）、民間企業サラリーマン（13%）、人口2万人未満のコミューンの住民（16%）、右派の国民運動連合（UMP）支持者（17%）、左派の社会党支持者（16%）である。

図5 質問：あなたの生活条件に最も影響を及ぼす決定主体は？



2 議員

上院の地方分権観測所（以下「観測所」）の依頼で、リサーチ会社 TNS-Sofres が 2007 年 1 月 4 日から 26 日にかけて、453 人のメール、41 人の県議会議員、11 人の州議会議員を対象に行った調査の結果が、同年 2 月 28 日に観測所により公表された。

それによれば、地方議員の 2 人に 1 人が国から地方への権限の移譲に関し、ここでいったん休憩をして様子を見ようという姿勢を支持する。

もし地方分権の「原理」が地方議員によって圧倒的多数で承認されるままならば、追従を望むのは 27% だけ。22% の地方議員は幾つかの仕組みについて、後戻りを望む。

彼らの「不安」は、特に、地方に移譲された権限を執行する際に、国の出先機関によるコントロールがなお続くことにある。

観測所の所長ジャン・プーシュ（Jean PUECH）上院議員は、「地方分権第 3 幕は地方自治体への権限の移譲ではなくて、フランスの「地方政府」に直接関係するものであろう」と締めくくる。

また権限とその財源の移譲について、情報任務の報告者（2 人の国民議会議員で、1 人は UMP、1 人は社会党）のレポートでは、「もし全体的に、財源補償が憲法と法律により提起された条件を尊重するとしても、なお多くの不均衡な点が残っている。」として、以下の例を挙げる。

- 1 RMI への支出に対する補償について、2006 年における県の収入額は、3 億 5 千万ユーロ不足している。にもかかわらず、県が RMI 受給者の参入計画の達成のために使用する基金（FDMI）への国による補償の増加は 3 年間にわたり、年間 5 億ユーロ。2008 年